

○取調べ状況管理システム運用要綱の制定について

平成21年 3月 9日
岩警務第9号 警察本部長

〔沿革〕 平成29年 3月岩警務第16号、令和3年 3月第36号改正

各 部 長
首席監察官
各 所 属 長

みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成21年 4月 1日から施行するので、誤りのないようにされたい。

別添

取調べ状況管理システム運用要綱

(目的)

第1 この要綱は、「取調べ状況管理システム」(以下「管理システム」という。)の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(管理システムの構成)

第2 ハードウェアは、岩手県警察情報管理システムの構成機器を用いるものとする。

2 ソフトウェアは、管理システムを用いるものとする。

(管理対象データ)

第3 管理システムの管理の対象とするデータは、次に掲げる被疑者取調べの監督等に関するデータとし、様式については、別に定めるところによる。

- (1) 取調べ予定一覧表
- (2) 取調べ状況報告書作成一覧表
- (3) 取調べ監督業務推進状況

(適用業務)

第4 管理システムにおける適用業務は、次に定めるところによる。

- (1) 被疑者取調べ予定登録を行うものとする。
- (2) 被疑者取調べ結果登録を行うものとする。
- (3) 被疑者取調べ確認結果登録を行うものとする。

(職員の義務)

第5 この業務に携わる者は、岩手県警察情報セキュリティに関する訓令(平成18年岩手県警察本部訓令第3号)、岩手県警察情報管理システムの運用管理に関する訓令(平成23年岩手県警察本部訓令第5号)等の定めるところにより、データ保護の徹底を期すること。

2 管理システムにより知り得たことをみだりに他人に知らせ、業務以外に使用し、出力してはならない。

(登録)

第6 登録者は、次の者とする。

- (1) 第4の(1)から(2)のデータの登録は、被疑者取調べに当たった警察官が行うものとする。ただし、各所属長は、当該警察官が登録することができないやむを得ない事情があると認めるときは、他の職員に行わせることができる。
- (2) 第4の(3)のデータの登録は、取調べ監督官が行うものとする。

2 第4のデータの登録は、警務課及び各所属に設置された岩手県警察情報管理システムの端末から行うものとする。

(取調べ状況管理システム管理者等)

第7 取調べ状況管理システム管理者 管理システムの適正を期するため、警務課及び警察署等に「取調べ状況管理システム管理者」を置き、所属の長をもって充てる。

2 取調べ状況管理システム取扱責任者 警務課及び警察署に「取調べ状況管理システム取扱責任者」を置き、取調べ監督官をもって充てる。

(データの管理期間)

第8 管理システムに登録されたデータの管理期間は、3年間とする。